

函館工業高等専門学校洋上風力履修プログラムの実施に関する規程

令和7年3月19日

函高専達第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）における洋上風力履修プログラム（以下、「本プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本プログラムは、洋上風力発電の基礎及び応用的素養を学生に修得させ、その知識や技術を専門分野で活用できる人材を育成することを目的とする。

(履修対象者)

第3条 本プログラムは、本校の第3学年から第5学年に在籍する学生(以下「学生」という。)を対象とする。学生の在籍する学科・コースは問わない。

(履修方法)

第4条 本プログラムは、授業科目の履修に係る通常の登録手続きの他に、特別の手続きを必要としない。

2 単位を認定されなかった本プログラムの授業科目は、別に定める「再履修願」を提出し、次年度以降において再履修することができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 本プログラムを構成する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(修了要件)

第6条 本プログラムの修了要件は、第5条に定める授業科目をすべて修得することとする。

(修了認定)

第7条 本プログラムの修了認定は、教務委員会で行う。

(修了証の交付)

第8条 第6条第2項の修了要件を満たした学生に修了証を交付する。

2 修了証の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

科目名	学年	単位数	備考
洋上風力機械設計法	3	2	生産システム工学科機械コース所属学生は生産システム工学科教育課程表（令和 5 年度以降入学生用）に定める「機械設計法 I（コース別必修科目）」の履修（修得）をもって当該科目の履修（修得）とみなす。
洋上風力電気エネルギー発生	4	2	生産システム工学科電気電子コース所属学生は生産システム工学科教育課程表（令和 5 年度以降入学生用）に定める「電気エネルギー発生（コース別必修科目）」の履修（修得）をもって当該科目の履修（修得）とみなす。
洋上風力電気機器	4	2	生産システム工学科電気電子コース所属学生は生産システム工学科教育課程表（令和 5 年度以降入学生用）に定める「電気機器 II（コース別必修科目）」の履修（修得）をもって当該科目の履修（修得）とみなす。
洋上風力機械力学	5	1	生産システム工学科機械コース所属学生は生産システム工学科教育課程表（令和 5 年度以降入学生用）に定める「機械力学（コース別必修科目）」の履修（修得）をもって当該科目の履修（修得）とみなす。
洋上風力海岸・海洋工学	5	1	社会基盤工学科所属学生は社会基盤工学科教育課程表（令和 5 年度以降入学生用）に定める「海岸・海洋工学（必修科目）」の履修（修得）をもって当該科目の履修（修得）とみなす。
洋上風力概論	5	2	

第 号

修了証

氏名 ○○○○

生年月日 年 月 日生

上記の者は、函館工業高等専門学校において「洋上風力履修プログラム」を修了したことを認める。

年 月 日

函館工業高等専門学校長

氏 名 印